**業務委託契約書（再委託許容型）**

株式会社〇〇（以下「甲」という。）と株式会社△△（以下「乙」という。）は、甲が乙に対して業務を委託するにあたり、以下のとおり契約（以下「本契約」という。）を締結する。

**第1条（目的）**
甲は乙に対し、別紙業務仕様書（以下「仕様書」という。）に定める業務（以下「本件業務」という。）を委託し、乙はこれを受託する。

**第2条（定義）**
本契約における用語の定義は、以下のとおりとする。
1.「委託業務」とは、甲が乙に委託する一切の業務をいう。
2.「成果物」とは、委託業務に基づき乙が作成または提供する報告書、資料、プログラム、データ等をいう。
3.「再委託」とは、乙が自己以外の第三者に本件業務の全部または一部を行わせることをいう。

**第3条（再委託の許容）**

1. 乙は、甲の事前の書面による承諾を得た場合に限り、本件業務の全部または一部を第三者に再委託することができる。
2. 前項の承諾を得た場合においても、乙は再委託先に対して本契約に定める義務と同等の義務を課し、その履行を確保するものとする。
3. 再委託に関する費用、責任その他一切は乙が負うものとし、甲に対して免責されない。

**第4条（業務遂行義務）**
乙は、善良な管理者の注意をもって本件業務を遂行し、仕様書及び甲の指示に従って適切に成果物を作成・納入するものとする。

**第5条（成果物の検査・修補）**

1. 甲は、乙から成果物の納入を受けたときは、速やかに検査を行う。
2. 成果物に瑕疵がある場合、乙は甲の指定する期間内に無償で修補を行う。

**第6条（報酬及び支払方法）**

1. 甲は乙に対し、本件業務の対価として、別紙見積書に定める金額を報酬として支払う。
2. 支払時期および方法は、甲乙協議のうえ、個別に定める。

**第7条（秘密保持）**

1. 乙は、本件業務を通じて知り得た甲の営業上・技術上その他の秘密情報を、第三者に漏洩してはならない。
2. 前項の義務は、本契約終了後も5年間存続する。

**第8条（知的財産権の帰属）**

1. 本件業務により生じた成果物の著作権その他の知的財産権は、甲に帰属する。
2. 乙は、成果物について第三者の権利を侵害しないことを保証する。

**第9条（損害賠償）**
乙が本契約に違反し、または過失により甲に損害を与えた場合、乙は甲に対し、直接かつ通常の損害に限り賠償責任を負う。

**第10条（契約期間）**

1. 本契約の有効期間は、契約締結日から〇年とする。
2. 契約期間満了の1か月前までに甲乙いずれからも書面による終了の意思表示がない場合、本契約は同一条件でさらに1年間自動更新される。

**第11条（契約解除）**
甲または乙は、相手方が次の各号の一に該当した場合、催告なく直ちに契約を解除することができる。

1. 本契約の条項に違反し、相当期間を定めて催告しても是正されないとき
2. 支払停止または破産・民事再生等の申立がなされたとき
3. 重大な信用不安が生じたとき

**第12条（不可抗力）**
天災地変、戦争、感染症の流行、法令の改廃その他不可抗力により契約の履行が困難となった場合、甲乙は互いに協議し、その影響を最小限にとどめるよう努める。

**第13条（権利義務の譲渡禁止）**
甲及び乙は、相手方の事前の承諾なくして、本契約上の地位または権利義務を第三者に譲渡または担保に供してはならない。

**第14条（存続条項）**
第7条（秘密保持）、第8条（知的財産権）、第9条（損害賠償）、第13条（権利義務の譲渡禁止）、本条の規定は、本契約終了後も有効に存続する。

**第15条（協議事項）**
本契約に定めのない事項、疑義が生じた事項については、甲乙誠意をもって協議し解決する。

**第16条（合意管轄）**
本契約に関して紛争が生じた場合、甲の本店所在地を管轄する地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

本契約締結の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自1通を保有する。

令和〇年〇月〇日

甲：株式会社〇〇
（住所）
（代表者氏名）

乙：株式会社△△
（住所）
（代表者氏名）